

福知山市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和7年3月18日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

## 監査結果報告

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査の対象年度 令和5年度及び令和6年度

3 監査の実施期間

(1) 書類監査 令和7年1月17日から令和7年2月17日まで

(2) 実地監査 令和7年2月17日

4 監査の対象団体等

本市が補助金等財政援助を行ったもののうち、次の財政援助団体への補助金を抽出し、監査の対象とした。

(1) 対象団体

大江まちづくり住民協議会

(2) 対象交付金・補助金

ア 地域づくり組織活動支援事業交付金

イ 福知山市バス再編補完交通事業費補助金

(3) 交付金・補助金所管部課

ア 地域振興部まちづくり推進課

イ 建設交通部都市・交通課

(4) 交付金・補助金の金額

ア 令和5年度 9,000,000円

令和6年度 9,200,000円

イ 令和5年度 2,784,790円

令和6年度 2,723,000円

(5) 主たる事務所の所在地

福知山市大江町河守252番地

## （６）団体の概要

「まちづくり 住民一人ひとりが 主役です」をスローガンに「元気になる大江まちづくり」を目指し、推進体制を強化しながら取組活動を多方面で進めることを目的とし設立された。

## ５ 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、提出された証拠諸帳票を検査するとともに、実地監査を行い、所管課及び対象団体に聴取を行った。

## ６ 監査の結果

事務及び管理・運営については、所定の手続きにより概ね適正に行われているものと認めた。しかしながら、下記のとおり改善を要する事項も見受けられた。

なお、当該事項について措置を講じられたときは地方自治法第１９９条第１４項の規定によりその旨を通知されたい。

### （１）経理処理について

協議会職員の鬼タク手当は、有償運送事業特別会計から支出されたい。

### （２）出納管理について

日々の出納管理が十分でないところがあった。管理体制を確立されたい。